

新発田市住宅取得補助金申請 チェック表

R8年度版

チェックスタート

申請期間:令和8年4月13日～
先着順 (予算無くなり次第終了)

〈チェック1〉

☐ 補助金交付対象者資格の有無

以下のいずれかに
チェックが入れば先に進んでください。

☐ 申請日現在、住民票上において、新発田市以外の市区町村に**2年以上**居住されている方(または完了実績報告までの期間において**2年以上**であること)。
現在の所在地 = 年 月から居住中

☐ 住民票上において、新発田市以外の市区町村に**2年以上**居住していた方で、新発田市に住民票を異動して**3年以内**に交付申請を行う方。
以前の所在地 = 年まで居住 / 年 月に新発田市に移住

以下の(1)～(5)までの要件をすべて満たすことが必要です。(6)は対象となる方のみ。

- ☐ (1)転入日以後**10年以上**新発田市に居住する意思を有し、**10年以上**市外へ転出する見込みがない方。
- ☐ ※補助金受領後であっても、**10年以内**に世帯全員が転出するときは、補助金の返還を求めます
- ☐ (2)直近の住所地における市区町村税などに**滞納がない方**。(18歳以上世帯全員)
- ☐ (3)請負契約又は売買契約における**契約者本人**である方。(共有名義による契約は、申請者も持分を有すること。)
- ☐ (4)申請日における年齢が**50歳未満**である方。
- ☐ (5)属する世帯が**2人以上**である方。
---※以下は、該当する方のみ---
- ☐ (6)市有地を購入し新築する場合は、実績報告時に土地の名義人が申請者本人である方。(共有名義による契約は、申請者も持分を有すること。)

チェックがすべて(6)は対象となる方のみ)該当した方は、次の〈チェック2〉に進んでください。

〈チェック2〉

☐ 対象地域

・申請日を起算日として**1年以内**に
購入した**市有地** または
・**中古住宅取得**

YES

市内全域対象です

NO

本庁地区または他11地区内であれば対象です

①本庁地区

本町1～4丁目、諏訪町1～3丁目、中央町1～5丁目、大栄町1～4・7丁目、
大手町1～6丁目、緑町2・3丁目、城北町1・3丁目、西園町1～3丁目、御幸町1～3丁目、
住吉町1丁目、東新町2・3丁目、新富町1・2丁目、中田町1～3丁目、小舟町1～3丁目、
新栄町3丁目、島潟・板敷、西名柄、長畑、中谷内、桑ノ口、道賀

②他11地区

五十公野地区、松浦地区、米倉地区、赤谷地区、川東地区、菅谷地区、加治地区、
佐々木地区、豊浦地区(*)、紫雲寺地区、加治川地区。

(*) **豊浦地区**は一部対象外地域がありますので、必ずお問い合わせください。

〈チェック2〉で対象地域内であることが確認できた方は、次の〈チェック3〉に進んでください。

〈チェック3〉裏面へ

新発田市ホーム
ページはこちら



新発田市建築課 空家・住宅対策係
Tel:0254-26-3557(直通)



〈チェック2〉で対象地域内であることが確認できた方は、次の〈チェック3〉に進んでください。

〈チェック3〉

☐ 対象建物の補助額

各「基本額」と該当する「加算額」の合計が補助金額となります

○新築…新築注文住宅、新築建売住宅

※「新築分譲住宅の購入」は例外がありますのでお問合せください。

○中古住宅…過去に居住の用に供された住宅 又は
工事完了から1年を経過した住宅（建売住宅など）

○増改築…親元への同居に伴い増改築を行う住宅

補助対象項目			補助額 (該当列の合計)	✓ 欄	新築	中古	増改築
基本	新築	注文住宅、 建売購入	60万円		○	—	—
	中古	一般物件、 空き家バンク物件	50万円		—	○	—
	増改築	Uターンによる	50万円		—	—	○
加算	子育て加算 (18歳以下の子ども の人数に応じ、 いずれか)	1人	10万円		○	○	○
		2人	20万円				
		3人以上	30万円				
	Uターン加算	新発田市を離れて 2年以上経過	20万円		○	○	—
	市内業者加算	市内に本社のある 会社で施工	10万円		○	—	○
	市有地加算	市有地を購入して 建築	20万円		○	—	○
	市内新規就労加算	市内の企業に就労	10万円		○	○	○
	居住誘導区域加算	子育て世帯 または 県外Uターン世帯	20万円		—	○	—
合計			万円				

詳細はお問合せください



最後にご確認ください。また、同年度内に必要な完了実績報告は、別途ご案内いたします。

〈チェック4〉

☐ 申請時期

該当する手続きにより、**申請時期が異なりますのでご注意ください。**

✓欄	申請時期	
	・新築（注文住宅）	工事 着手前
	・増改築（親元への同居等により増改築を行う住宅）	
	・新築住宅（建売）	契約 前
	・中古住宅（過去に居住の用に供された住宅又は工事完了から1年を経過した住宅）	
	・分譲住宅【完成している物件】	
	・分譲住宅【建築中】	要 事前相談

手続きの流れ

中古住宅・建売購入
補助申請期限 **契約前** ↓

新築注文住宅・増改築
補助申請期限 **着手前** ↓

工事完了・住所移転後 **速やかに**
完了報告してください ↓

↑ 4/13受付開始

↑ 契約

↑ 着手

完了報告期限 3/12 ↑